
山 梨 西 部 広 域 環 境 組 合
新 ご み 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
入 札 説 明 書

令和 7 年 4 月 21 日
(令和 7 年 5 月 21 日改訂)

山梨西部広域環境組合

山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書
目 次

第1章 用語の定義	1
第2章 事業の概要	3
1 事業名称	3
2 対象となる公共施設等の種類	3
3 公共施設等の管理者等の名称	3
4 事業の目的	3
5 事業の内容	3
6 事業期間等	4
7 事業方式	4
8 業務範囲	4
9 事業者の収入（本組合からの支払分）	6
10 事業者の募集・選定スケジュール（予定）	7
11 法令等の遵守	7
第3章 入札参加者に関する条件等	8
1 入札参加者の構成等	8
2 各業務を行う者の要件	8
3 構成事業者の制限	10
4 参加資格審査	11
5 運営事業者の設立に関する要件	12
6 予定価格	12
第4章 事業者の選定	13
1 落札者の決定	13
2 契約手続等	14
第5章 入札の手続等	16
1 入札の手続	16
2 入札参加に関する留意事項	19
第6章 提出書類	21
1 参加資格審査申請書類	21
2 対面的対話に関する提出書類	21
3 入札辞退時の提出書類	21
4 入札提案書類	21
5 開札に関する提出書類	25
第7章 提出書類作成要領	26
1 一般的事項	26
2 参加資格審査申請時の提出書類	26

3 入札書	26
4 事業収支計画書類	26
5 技術提案書	26
6 留意事項	27
第 8 章 その他	30
1 必要事項等の追加	30
2 情報提供	30
別紙 1 本件事業の事業スキームの概要	31
別紙 2 入札書等の提出用封筒作成要領	32
別紙 3 本件事業において本組合が事業者を支払う対価について	33
別紙 4 モニタリング及び業務委託料の減額等	37
別紙 5 電気料金（買電、売電）とインセンティブの取扱い	40
別紙 6 対面的対話実施要領	44

第1章 用語の定義

本入札説明書で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

No.	用 語	定 義
1	本組合	山梨西部広域環境組合をいう。
2	構成市町	韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町及び昭和町の5市6町をいう。
3	新ごみ処理施設	本件事業で整備する施設（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、管理棟、計量棟、駐車場、付帯施設（構内道路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）、これらを総称していう。
4	ごみ焼却施設	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、動物の死骸、脱水汚泥、可燃性残さなどを焼却処理する施設をいう。
5	粗大ごみ処理施設	主に、不燃ごみと不燃性粗大ごみを破碎・選別処理し、鉄やアルミ類を回収するとともに、破碎残さを可燃性のものと不燃性のものに分ける施設をいう。
6	プラント設備	ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の機械設備及び電気・計装制御設備を総称していう。
7	本件事業	山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
8	敷地	新ごみ処理施設用地全体を指し、本件事業の事業用地を含む約6haの範囲を指す。
9	新ごみ処理施設整備範囲	敷地のうち、新ごみ処理施設（次期ごみ処理施設のための公園緑地を除く）を配置する敷地東側の約3.0haの範囲をいう。
10	工場棟	新ごみ処理施設を構成する建築物のうち、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設を内包する建築物をいう。
11	計量棟	新ごみ処理施設を構成する建築物のうち、計量設備や計量検収を行う事務所を内包する建築物をいう。
12	DBO方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に包括的に委託する事業方式をいう。
13	運營業務	本件事業のうち、新ごみ処理施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含む。）に係る業務をいう。
14	運營業務委託契約	運營業務に係る本組合と運営事業者で締結される「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 運營業務委託契約書」に基づく契約をいう。
15	運營業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 運營業務委託契約書（案）」をいう。
16	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、新ごみ処理施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、新ごみ処理施設の運營業務を担当する者をいう。
17	基本協定	本件事業開始のための基本的事項に係る本組合と落札者の間で締結される「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書」に基づく契約をいう。
18	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）」をいう。
19	基本契約	本件事業の実施に際し、本組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書」に基づく契約をいう。
20	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（案）」をいう。
21	協力企業	構成事業者のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本件事業の実施に際して、設計・建設業務の一部を請負又は受託を予定している者をいう。
22	建設工事請負契約書	設計・建設業務に係る本組合と建設事業者で締結される「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書」に基づく契約をいう。
23	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書（案）」をいう。

No.	用 語	定 義
24	建設事業者	本件事業において、設計・建設業務（解体工事を含む）を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
25	設計・建設業務	本件事業のうち、新ごみ処理施設の設計・建設に係る業務をいう。
26	構成員	構成事業者のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
27	構成事業者	構成員と協力企業の総称をいう。
28	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
29	事業期間	設計・建設期間及び運営期間から構成される約 25 年間をいう。
30	事業者	各企業及び建設事業者、運営事業者を総称して又は個別にいう。
31	処理対象物	本組合が取り扱う搬入物（ごみ）を総称していう。粗大ごみ処理施設での破碎・選別処理で発生し、ごみ焼却施設で処理する可燃性残さも含まれる。
32	処理不適物	処理対象物のうち、新ごみ処理施設での焼却処理及び破碎・選別処理に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
33	脱水汚泥	中巨摩地区広域事務組合衛生センター及び峡南衛生組合し尿処理施設から搬入される焼却処理対象の脱水汚泥をいう。
34	排出禁止物	本組合では受け入れ・処理は行わないと構成市町と取り決めしているもの。
35	可燃性残さ	粗大ごみ処理施設の処理過程で回収された可燃性の破碎残さをいう。
36	不燃性残さ	粗大ごみ処理施設の処理過程で回収された不燃性の破碎残さをいう。
37	破碎残さ	主に、粗大ごみ処理施設で破碎処理された残さを総称していう。
38	特定事業契約	本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
39	入札参加者	本件事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
40	入札説明書	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」をいう。
41	入札説明書等	本組合が本件事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、リスク管理方針書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
42	要求水準書	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書」をいう。
43	様式集	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 様式集」をいう。
44	落札者	入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。
45	落札者決定基準	入札公告時に公表する「山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準」をいう。

第2章 事業の概要

1 事業名称

山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者等の名称

山梨西部広域環境組合管理者 望月 智

4 事業の目的

本件事業は、山梨西部広域環境組合を構成する峡北広域行政事務組合、中巨摩地区広域事務組合及び峡南衛生組合のごみ処理事業を引き継ぎ、構成市町が共同して利用するごみ処理施設（ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設）の稼働を目指している。ごみ処理施設整備の基本方針に基づいた検討結果及び地域住民との協議を背景にして、安全かつ安定的なごみ処理施設の運営を実施することを目的とする。

5 事業の内容

(1) 事業概要

本件事業は、山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）を整備し、運営・維持管理するものである。

なお、本件事業で整備する主な施設は、工場棟、計量棟、洗車場、外構設備及びその他付帯施設である。

ア 新ごみ処理施設の設計・建設業務

（ア）設計・建設業務

（イ）その他関連業務

イ 運営・維持管理業務

（ア）運営業務

（イ）その他関連業務

(2) 事業予定地

ア 山梨県中央市浅利 230 番 3 他

イ 約 6.0ha（うち、新ごみ処理施設整備範囲は約 2.6ha）

(3) 施設の規模及び概要

ア ごみ焼却施設

概 要	
処理方式	全連続焼却方式 ストーカ式焼却炉、流動床式ガス化溶融炉、シャフト式ガス化溶融炉のいずれかの方式。
処理能力	274 t / 日（137 t / 日 24h×2 炉）
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、動物の死骸、脱水汚泥、可燃性残さ

イ 粗大ごみ処理施設

概 要	
処理方式	破砕・選別、保管
処理能力	20.3 t / 日
処理対象物	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ

6 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間 : 特定事業契約締結日から令和 33 年 3 月 31 日までの約 25 年間とする。

設計・建設期間 : 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

運営期間 : 令和 13 年 4 月 1 日から令和 33 年 3 月 31 日までとする。

7 事業方式

本事業は D B O (Design : 設計、Build : 建設、Operate : 運営) 方式により実施する。

本組合は新ごみ処理施設の設計・建設及び運営・維持管理対象施設の運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、新ごみ処理施設は、本組合が所有する。また、新ごみ処理施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び運営事業者は、事業者として、新ごみ処理施設の設計・建設業務及び運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。なお、運営事業者は中央市内に設立するものとする。

8 業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等、本組合が実施する業務に対して協力する。

(1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 設計・建設業務

(ア) 建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

(イ) 設計・建設業務の範囲は、機械設備工事、電気計装設備工事、土木建築工事等の実施設計及び工事の施工とし、新ごみ処理施設の整備に必要なものすべてを含む。なお、敷地に整備する公園緑地については、電気・計装設備（建築電気設備を含む）に係るものを設計・建設業務に含む。なお、工事範囲の詳細は、要求水準書のとおりとする。

(ウ) 建設事業者は、新ごみ処理施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画（施設保全計画）の策定及び工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うものとする。なお、住民対応については、地域住民への説明会を想定しているが、詳細は本組合との協議とする。

(エ) 建設事業者は、契約締結後、すみやかに一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社）と系統連系工事に係る設計協議を行う。なお、接続検討に係る費用、アクセス線の引込工事及び系統連系に係る工事費負担金については本組合の負担とする。

イ 運営業務

- (ア) 運営事業者は、本組合と締結する運営業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件事業の運営業務として受付・計量・搬入管理業務、運転管理業務、環境管理業務、労働安全衛生管理業務、見学者・地域住民対応業務、防犯・防災業務、調達業務、点検・検査業務、補修・更新業務、保守管理業務、清掃業務及びその他の関連業務を行う。なお、公園緑地については、設計・建設業務で設置した電気・計装設備（建築電気設備を含む）や本組合がビオトープに設置した電気・計装設備（建築電気設備を含む）に係る維持管理を運営業務に含む。
- (イ) 運営事業者は、処理対象物の受け入れ及び計量を行うとともに、許可搬入者及び自己搬入者からのごみ処理手数料について、本組合が定める金額を本組合が定める方法で収納する。
- (ウ) 運営事業者は、見学者や視察者等の対応（受付、引率、説明等）を行う。なお、行政視察等は、予約の受付を含め本組合が行うが、運営事業者はこれに協力する。
- (エ) 運営事業者は、余剰電力の売電先（小売電気事業者）を選定し、本組合の承諾をもって運営事業者と売電先との間で契約手続きを行う。なお、余剰電力の売却や収入の取扱いに係る詳細は別紙３及び別紙５のとおりとする。
- (オ) ごみ焼却施設の処理過程で生成、回収した溶融スラグ、溶融メタル、金属類については事業者において売却先、再利用先を選定し資源化する。ただし、ストーカ炉で生成される酸化鉄（焼き鉄）については焼却灰に含めて最終処分することを妨げない。

(2) 本組合が行う業務範囲

本組合が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 用地の確保

本組合は、本件事業を実施するための用地を確保する。

イ 環境影響評価の実施

本組合は、環境影響評価の手続きを実施中である。

なお、事業者は、令和７年４月下旬頃に公表する予定の「環境影響評価書」の内容を遵守すること。

ウ 処理対象物の搬入

本組合（構成市町を含む）は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

エ ばいじん処理物、焼却灰、不燃性残さ、処理不適物及び排出禁止物の処分

新ごみ処理施設から排出されるばいじん処理物、焼却灰、不燃性残さ、処理不適物及び排出禁止物は、本組合において処分先や処分業者を選定し、処分を行う。

オ 資源物の資源化

新ごみ処理施設から回収される副産物（鉄、アルミ類、金属類、落じん灰等）は、本組合において資源化先や資源化業者を選定し、資源化を行う。

カ 本件事業のモニタリング

本組合は、設計・建設業務及び運営業務の各段階において実施状況の監視を行う。

キ 公園緑地の設計・建設及び維持管理

敷地に整備する公園緑地のうち、電気・計装設備（建築電気設備を含む）を除く設計・建設及び維持管理を行う。

ク ビオトープの設計・建設及び維持管理

敷地に整備する公園緑地内のビオトープは、本組合において設計・建設及び維持管理を行う。
ただし、ビオトープに電気・計装設備（建築電気設備を含む）が整備された場合には、維持管理を運営事業者を引き継ぐ。

ケ 住民への対応

本組合は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

コ 本件事業に必要な手続

本組合は、本件事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

サ 上下水道の接続に係る費用負担

本組合は、上水の引き込みに係る水道分担金及び下水道の接続に係る受益者負担金を負担する。

9 事業者の収入（本組合からの支払分）

(1) 設計・建設業務に係る対価

本組合は、本件事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

(2) 運營業務に係る対価

本組合は、本件事業の運營業務に係る対価について、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）と固定料金の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。変動料金や固定料金の詳細は、別紙3に示す。

(3) 資源化等に係る対価

新ごみ処理施設から回収される副産物のうち、ごみ焼却施設から回収される溶融メタル、溶融スラグ及び金属類の資源化による売却益は事業者へ帰属する。

(4) 売電収入等の対価

新ごみ処理施設で発生した余剰電力のうち、インセンティブ分を事業者へ帰属とする。また、買電についても購入先の変更に伴う節約分に事業者へのインセンティブを付与する。なお、売電、買電に係るインセンティブ等の詳細は別紙3及び別紙5のとおりとする。

10 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本件事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

年 月 日	内 容
令和7年4月21日（月）	入札公告
令和7年4月21日（月）	入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、リスク管理方針書（案））の公表
令和7年4月22日（火） ～5月9日（金）	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和7年5月21日（水）	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
令和7年5月29日（木） ～6月4日（水）	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付 対面的対話開始時間の希望確認書等の受付
令和7年6月11日（水）	参加資格審査結果の通知
令和7年6月17日（火）	対面的対話の実施
令和7年7月14日（月） ～7月18日（金）	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和7年7月30日（水）	入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
令和7年8月26日（火） ～9月1日（月）	入札提案書類の受付
令和7年11月17日（月）	入札提案書類に関するヒアリング、審査、開札
令和7年11月中旬	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和7年12月上旬	基本協定締結
令和8年1月下旬	特定事業契約仮契約締結
令和8年3月下旬	特定事業契約締結

11 法令等の遵守

事業者は、本件事業の実施にあたり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本件事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

第3章 入札参加者に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、以下のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可とする。なお、構成事業者は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、本組合と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。なお、複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設 JV」という。）を組成することができる。建設 JV となる場合は、建設 JV の代表者は、構成員とならなければならない。また、建設 JV の代表者を除く企業は、構成員又は協力企業とならなければならない。
- (3) 入札参加者の構成事業者の企業数は任意とするが、構成事業者は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (4) 事業者は、本件事業の期間を通じて運営事業者に所属した電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を配置する。
- (5) 入札参加者は、「第 3 章 2 (2) 新ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす 1 者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50% 超）になるものとする。また、設計・建設業務を請け負うにあたり、建設 JV を組成する場合は、代表企業が建設 JV の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続等を行うものとする。
- (6) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札参加者の構成事業者は、参加表明書提出以降に入札参加者から脱退した場合を含めて、他の入札参加者の構成事業者となることは認めない。
- (8) 入札参加者の構成事業者のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成事業者になることはできない。
- (9) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成事業者は、本件事業の設計・建設、運営の各業務を行う者として、以下の (1)、(2) 及び (3) の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 新ごみ処理施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

新ごみ処理施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

ウ 建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。

エ 最新の経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

オ 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設（平成 27 年 4 月以降に竣工した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の実績を有すること。（プラントメーカーからの直接請負（一次下請け）の実績を含む。）

(2) 新ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

新ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者は以下の要件を満たす者を含むこと。

ア ごみ焼却施設の設計・建設を行う者の要件

ごみ焼却施設の設計・建設を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) プラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (ウ) 最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (エ) 本組合の競争入札参加資格者名簿のうち「建設工事（業種：清掃施設）」に登録された者であること。
- (オ) 工事が完成し、引渡しの際に以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。なお、a、b 及び c は異なる施設でも可とする。
 - a 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）のうち、以下の要件を満たす施設。
 - ・処理能力：200t/日以上かつ複数炉構成
 - ・処理方式：ストーカ式焼却炉、流動床式ガス化熔融炉、シャフト式ガス化熔融炉のうち、本件事業で提案する処理方式
 - b 参加資格審査申請書受付最終日時点で竣工から 20 年以上経過した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）のうち、以下の要件を満たす施設。
 - ・処理能力：200t/日以上かつ複数炉構成
 - ・処理方式：ストーカ式焼却炉、流動床式ガス化熔融炉、シャフト式ガス化熔融炉のうち、本件事業で提案する処理方式
 - c DBO 事業又は PFI 事業による元請としての建設実績

イ 粗大ごみ処理施設の設計・建設を行う者の要件

粗大ごみ処理施設の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事又は機械器具設置工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (ウ) 工事が完成し、引渡しの際に以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。なお、a 及び b は異なる施設でも可とする。

- a 平成 27 年 4 月 1 日以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設のうち、一般廃棄物を対象とした破碎設備（高速回転式破碎機及び低速回転式破碎機）、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有する施設であること。
- b 参加資格審査申請書受付最終日時点で竣工から 20 年以上経過した地方公共団体の一般廃棄物処理施設のうち、一般廃棄物を対象とした破碎設備（高速回転式破碎機を含む）を有する施設であること。

(3) 新ごみ処理施設の運營業務を行う者の要件

新ごみ処理施設の運營業務を行う者は以下の要件を満たすこと。

ア ごみ焼却施設の運營業務を行う者の要件

ごみ焼却施設の運營業務を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の現場総括責任者又は 10 年以上の運転管理実績を有する者を本件事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
- (イ) 一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の運転管理実績を有する者をごみ焼却施設の班長（もしくはそれに準ずる立場）として運営開始後 2 年間以上配置できること。なお、現場総括責任者との兼務を可する。
- (ウ) 工事が完成し、引渡し時の以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する）の運營業務（施設の運転管理と用役の調達・管理、日常的な点検・保守、簡易な補修を含む業務でも可とする）実績を元請として有すること。なお、a 及び b は異なる施設でも可とする。
 - a 平成 27 年 4 月 1 日以降に受注した地方公共団体の一般廃棄物処理施設のうち、200 t / 日以上かつ複数炉構成の施設
 - b DBO 事業又は PFI 事業における元請（SPC からの受託含む）としての運営実績

イ 粗大ごみ処理施設の運營業務を行う者の要件

粗大ごみ処理施設整備の運營業務を行う者は、構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 粗大ごみ処理施設の運転管理実績を有する者を粗大ごみ処理施設の班長（もしくはそれに準ずる立場）として運営開始後 2 年間以上配置できること。
- (イ) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、平成 27 年 4 月 1 日以降に粗大ごみ処理施設の 1 年以上の運転管理業務実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。

3 構成事業者の制限

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成事業者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 26 年 12 月 1 日施行）の規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- (7) 中央市暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 29 日条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者。
- ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- イ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- (9) 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (10) 国税又は地方税を滞納している者。
- (11) 本組合が本件事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- (12) 本件事業に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
- ア 株式会社エイト日本技術開発
- イ 豊原総合法律事務所

4 参加資格審査

- (1) 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して 3 か月以内とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成事業者に代わって参加資格を有する構成事業者を補充し、本組合が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成事業者の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成事業者が参加資格要件を欠いた日とする。
- (3) 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断したときは、本組合と協議の上、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外しないことができる。

- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、落札者と特定事業契約を締結しないことができる。この場合において、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。
- (2) 運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、中央市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、中央市内に置くことをとし、新ごみ処理施設の敷地内に設置してもよいこととする。
- (3) 運営事業者の目的は、本件事業の運営業務を実施するもののみであること。
- (4) 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- (5) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

6 予定価格

本件事業の予定価格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 予定価格

- 予定価格 : [67,699,456,000] 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
入札書比較価格 : [61,544,960,000] 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

(2) 留意事項

- ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本組合が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運営業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。
- イ 予定価格及び入札書比較価格には、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、本組合は入札参加者を失格とする。

第4章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階までの各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設及び運営・維持管理の提案内容、本組合の要求水準との適合性、事業計画の妥当性、実行性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、前述の方式をもって落札者を決定する。

落札者決定にあたっての基準等は、落札者決定基準による。

(2) 技術提案書の審査

入札参加者から提出された技術提案書は、学識経験者等で構成される「山梨西部広域環境組合ごみ処理施設事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において審査を行い、最優秀提案者を選定する。委員会は、次の8名で構成される。

	氏名	所属	備考
◎	かたたに のりたか 片谷 教孝	桜美林大学 教授	
	はだ やすのり 秦 康範	日本大学 教授	
○	やくわ ひろし 八鍬 浩	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長	
	ないとう かずほ 内藤 一穂	韮崎市 副市長	令和7年3月31日まで
	はせがわ なおき 長谷川 尚樹	韮崎市 副市長	令和7年4月1日から
	せ と たかゆき 瀬戸 隆之	甲斐市 副市長	
	あかおか しげと 赤岡 重人	中央市 副市長	
	いちのせ ひろし 一瀬 浩	市川三郷町 統括	
	たき もとなり 滝 基成	南部町 秘書政策監	令和7年3月31日まで
	はせがわ しんご 長谷川 晋吾	早川町 副町長	令和7年4月1日から

※◎：委員長、○：副委員長

なお、本件事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、本組合が落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本組合ホームページにおいて公表する。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結等

落札者と本組合は、特定事業契約の締結に関して、双方合意のもと、速やかに基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）に基づき契約手続を行う。

(2) 契約の締結

本組合は、事業者と基本契約、建設事業者と建設工事請負契約及び運営事業者と運營業務委託契約を締結する。

特定事業契約は、組合議会において、建設工事請負契約の議決が得られたとき、効力を生じるものとする。

なお、本件事業に係る建設工事請負契約の締結について、議会の議決を得られなかった場合は、無効とする。

(3) 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成事業者が次のいずれかに該当する場合、本組合は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約について、締結しないことができるものとする。この場合において、落札者は、本組合の請求に基づき、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本組合に支払う義務を連帯して負担する。

なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本組合が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本組合が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

ア 不公正入札

(ア) 公正取引委員会が、落札者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令。以下同じ。）を行ったとき。

(イ) 落札者が、公正取引委員会が落札者に違反行為があったとして行った独占禁止法第76条に規定する排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その訴えについて却下又は請求棄却の判決が確定したとき。

(ウ) 落札者（落札者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。

イ 反社会的勢力の使用等

(ア) 役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。その後の改正を含む。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本件事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したことを認められるとき。
- (キ) 落札者の構成事業者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本件事業に関連する契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、本組合が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

ウ その他落札者の責による場合

- (ア) 正当な理由なく、特定事業契約締結に向けた発注者との協議に着手しないとき。
- (イ) 落札者の自らの都合により特定事業契約を締結しないことを申し出たとき。
- (ウ) その他、発注者の入札参加停止措置を受けたとき。

エ 留意事項

上記アからウにより特定事業契約に関し、本契約として成立させない場合、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本組合は、委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(4) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代等、特定事業契約の契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(5) 契約保証金

ア 設計・建設業務における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の 10 分の 1 以上の額を契約保証金として特定事業契約締結日までに納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書（案）を参照のこと。

イ 運営業務における保証

運営事業者は、運営期間における各事業年度に関し、運営期間中における各事業年度の運営業務委託料の 10 分の 1 以上の額を当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営業務委託契約書（案）を参照のこと。

第5章 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、令和7年4月21日（月）に入札公告し、同日から入札説明書等を本組合ホームページにおいて公表する。

(2) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、「第5章 1（12）事務局」に電子メールにより事務局に提出すること。電話等による質問は受け付けない。

なお、文書形式は、Microsoft Excel（windows 版）とすること。

本組合は、当該質問書を受領したことを確認するため、電子メールにより、本組合の受信確認通知を各提出者へ返信する。

受信確認の通知が無い場合は、事務局へ必ず電話確認を行うこと。

イ 受付期間

(a) 第1回：令和7年4月22日（火）から同年5月9日（金）午後5時まで

(b) 第2回：令和7年7月14日（月）から同年7月18日（金）午後5時まで

なお、第2回の質問については、「第5章 1（5）参加資格審査結果の通知」の参加資格審査により参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

(3) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する第1回質問への回答は令和7年5月21日（水）に、第2回質問への回答は同年7月30日（水）に本組合ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、本件事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての質疑に回答するものではない。

(4) 参加資格審査申請書類の受付

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 提出書類

「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、事務局に電話にて事前連絡を行うこと。

ウ 受付場所

「第5章 1（12）事務局」

エ 受付期間

令和7年5月29日（木）から同年6月4日（水）までの午前9時から午後5時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和 7 年 6 月 11 日（水）付（予定）の郵送により通知する。

また、この段階では、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない（企業名等は、審査講評公表時に公表する。）。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本組合に対して、令和 7 年 6 月 18 日（水）（消印有効）までに参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、速やかに郵送により書面にて回答する。

(7) 対面的対話の実施

参加資格を有すると認められた入札参加者は、令和 7 年 6 月 17 日（火）に、以下のとおり、本組合と個別に対面的対話を行う。

対面的対話の開始時間については、様式第 9 号-1 にて入札参加者の代表企業に希望を確認する。その後、本組合にて開始時間と場所を決定し、入札参加者の代表企業に通知する。なお、開始時間については必ずしも希望どおりとならないことを了承すること。

対面的対話実施要領は、別紙 6 を参照すること。

(8) 入札の辞退

参加資格を有すると認められた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類等の提出期限までに、「入札辞退届」（様式第 10 号）を提出すること。

(9) 入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付

本件事業に関する入札書及び技術提案書（以下、入札書と技術提案書を総称して「入札提案書類」という。）を令和 7 年 8 月 26 日（火）から受け付ける。参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業は、事務局に、「第 6 章 提出書類」に示す入札提案書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和 7 年 8 月 26 日（火）から同年 9 月 1 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、事務局に電話にて事前連絡をすること。

(10) 技術提案書に関するヒアリング

委員会は、本組合において、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

なお、日時や場所、実施方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に別途通知する。

ア 開催日時

令和 7 年 11 月 17 日（月）（予定）

イ 実施方法

ヒアリングは、入札参加者毎に行い、順番は技術提案書受付時に「くじ引き」により決定する。

(11) 開札

入札書の開札は、本組合において、次のとおり行う。なお、時間や場所等の詳細は決定次第、各入札参加者の代表企業に本組合より通知する。

ア 開札日は、令和7年11月17日（月）を予定する。

イ 開札は、入札参加者又はその代理人のもとで行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合は、「委任状（開札の立会い）」（様式第17号）を当日持参すること。

ウ 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない本組合職員の立会いのもとで行う。

エ 開札場には、入札参加者、その代理人又はウの本組合職員及び入札事務に関係のある本組合職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

カ 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書に替えることとする。

キ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

ク 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。

（ア）公正な執行を妨げようとした者

（イ）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(12) 事務局

本件事業の事務局は次のとおりである。

事 務 局	：	山梨西部広域環境組合 建設課
所 在 地	：	〒409-3833 山梨県中央市藤巻2303番地2
T E L	：	055-244-5301
電 子 メ ー ル	：	bid@yskkk.jp
ホ ー ム ペ ー ジ	：	https://yskkk.jp

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提出書類の差替え等の禁止

入札参加者は、提出期限後における入札提案書類の差換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本組合は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

ア 入札説明書に示す参加資格のない者のした入札

イ 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの

ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤の入札と認めた入札

エ 入札書の事業名、事業場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

オ 入札書の事業名、事業場所、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書

カ 同一人物がした 2 通以上の入札書

キ 参加資格審査申請書類、入札提案書類等に虚偽の記載をした者の入札書

ク 入札参加者が連合して入札した入札書

ケ 本入札に際し不正の行為があったと認められるもの

コ その他入札に関する条件に違反した入札書

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 入札提案書類の取扱い

ア 著作権

入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提案書類の使用等

提出された入札提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示その他本組合が本件事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本組合は、これを無償で使用するものとする。

なお、落札者として選定されなかった入札提案書類に関しては、入札参加者に返却する。

(7) 本組合の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札までに辞退した者を含む。）は、本組合が提供する資料を本入札に係る検討以

外の目的で使用することはできない。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく基本協定を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(9) その他

ア 入札参加者が 1 者であった場合も、落札者決定基準に従い、入札提案書類の審査を行う。

イ 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合は、参加資格審査結果の通知前においては本組合ホームページにて公表するため、適宜、ホームページの確認をすること。また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

ウ 本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6章 提出書類

1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第2号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第3号)
- (3) 予定する建設事業者の構成（建設JVの場合） (様式第4号)
- (4) 参加資格審査申請書 (様式第5号)
- (5) 委任状（代表企業） (様式第6号)
- (6) 委任状（代理人） (様式第7号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第8号)

2 対面的対話に関する提出書類

対面的対話を実施するにあたり、次の提出書類を1部提出すること。

- (1) 対面的対話開始時間の希望確認書 (様式第9号-1)
- (2) 対面的対話における確認事項 (様式第9号-2)

3 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第10号)

4 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類			部数
入札提案書類提出届及び要求水準に関する誓約書			各 1 部
入札書			1 部
事業収支計画書類			1 部
技術 提案書	提案図書	設計・建設業務及び運營業務に関する提案書	各 12 部 (正本 1 部、副本 11 部)
		事業計画に関する提案書	
	施設計画図書		
	添付資料		
	技術提案書の電子データ		
			CD-R で 3 部 (正本 1 部、副本 2 部)

- (1) 入札提案書類提出届等
 - ア 入札提案書類提出届 (様式第11号)
 - イ 要求水準に関する誓約書 (様式第12号)
- (2) 入札書 (様式第13号)
- (3) 事業収支計画書類 (様式第14号)
- (4) 提案図書 (様式第15号)
- (5) 施設計画図書
 - ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

イ 設計基本数値

(ア) ごみ焼却施設関連

a 施設計画基本数値

① 物質収支

【ごみ・灰・空気・排ガス系統、蒸気・復水、給排水系統】

- 原則として、1 炉運転・2 炉運転別、ごみ質別(高質、基準、低質)、外気温により物質収支が異なる場合は季節別(夏季、年平均、冬季)の値を示すこと。なお、ごみ種別及び外気温による有意差がない場合はそれぞれ基準ごみとして算出すること。
- ごみ・灰・空気・排ガス系統は 1 炉分とし、各炉共通部分は、1 炉分か 2 炉分かを明確にすること。
- 排ガス系統は、各部の量(湿、乾ベース)、薬剤、温度、酸素濃度(乾ベース)、水分率を示すこと。
- 灰系統は、ばいじん処理物(乾灰及び薬剤処理後)、焼却灰、副生成物(落じん灰、熔融スラグ、熔融メタル、鉄類等)、処理不適物の量を示すこと。なお、ばいじん処理物(乾灰及び薬剤処理後)と焼却灰については、基準ごみ時の発生量に係る計算書(乾灰発生量、薬剤添加量、加湿量など)を示すこと。
- 蒸気・復水系統は、発電量、発電効率を含み、各部における量・圧力・温度・エンタルピを明示すること。
- 給排水系統の量は、全日平均(t/h)とすること。

② 熱収支

【蒸気系統・エネルギー収支、熱清算図】

- 1 炉運転・2 炉運転別、ごみ質別(高質、基準、低質)、外気温別(夏季、年平均、冬季)の値を示すこと。

③ 用役収支

【電力、燃料、給排水、薬剤、油脂類】

- 原則として、1 炉運転・2 炉運転別、ごみ質別(高質、基準、低質)、外気温により用役収支が異なる場合は外気温別(夏季、年平均、冬季)の値を示すこと。また、粗大ごみ処理施設は昼間 5 時間稼働とし、粗大ごみ処理施設の稼働有無別として示すこと。なお、ごみ種別及び外気温による有意差がない場合はそれぞれ基準ごみとして算出すること。
- 電力は、発電電力、消費電力(プラント、建築設備、照明設備等)、売電電力とし、電力量(kW)、日電力量(kWh/日)及び年間電力量(kWh/年)を示すこと。なお、年間電力量の算定については、ごみ質を基準ごみとし、2 炉運転、1 炉運転の設定及び季節別外気温の設定並びに全炉停止期間を含めた操炉計画については提案とする。また、契約電力量及びその設定根拠を明らかにすること。
- 燃料は、炉の立上げ及びその他プラントで使用する燃料とし、年間使用量を示すこと。炉の立上げ・立下げについては年間使用回数及び 1 回あたりの量(立上げ・立下げ別)を示すこと。
- 給排水は、井水、上水及び再利用水等の日給水量(プラント、生活系別)及び日排水量並びに年間の量を示すこと。なお、年間の量の算定条件は電力と同様とする。
- 薬剤は、プラントで使用する薬剤の種類及び日使用量並びに年間使用量を明らかにすること。なお、年間の量の算定条件は電力と同様とする。
- 油脂類は、プラントで使用する油脂類の種類及び年間使用量を明らかにすること。なお、年間の量の算定条件は電力と同様とする。

b 主要施設（機器）設計計算書

- ① 受入ピット及び貯留ピットの容量、その他主要ピット容量
- ② クレーン（ごみ、灰）のバケット容量及び稼働率（自動、手動運転）
- ③ 投入ホッパ容量
- ④ 処理能力曲線及び算出根拠
- ⑤ 燃焼室熱負荷（燃焼室寸法（図示）、容量等）
- ⑥ 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
- ⑦ 廃熱ボイラの能力
- ⑧ 蒸気復水器の能力
- ⑨ 発電設備容量
- ⑩ 減温塔の能力、容量（必要に応じて）
- ⑪ 排ガス処理設備の薬品使用量及び貯留量
- ⑫ 送風機関係の能力
- ⑬ 主要ポンプの能力
- ⑭ 貯留設備の貯留容量、面積（ヤードの場合）
- ⑮ その他主要機器の容量及び能力計算
- ⑯ 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）

(イ) 粗大ごみ処理施設関連

a 施設計画基本数値

- ① 物質収支
- ② 用役収支

【電力、給排水、油脂類】

- ・ 電力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・ 給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
- ・ 油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

b 主要施設（機器）設計計算書

- ① ヤード・保管設備の面積及び容量
- ② ホッパ容量
- ③ コンベヤ能力
- ④ 選別機能力
- ⑤ 送風機関係の能力
- ⑥ 破碎機能力
- ⑦ 搬出設備の貯留容量、面積（ヤードの場合）
- ⑧ その他主要機器の容量及び能力計算
- ⑨ 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）
- ⑩ 処理不適物（破碎困難物）リスト

(ウ) 要求水準に対する設計仕様書

(様式第 12 号-1)

ウ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。作成対象は、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、洗車場、計量棟、その他建築物とする。】

(ア) 全体配置図（事業用地全体に加え、建設予定地を拡大した図面についても作成すること。）

【A3 横】

(イ) 動線計画図（事業用地全体に加え、建設予定地を拡大した図面についても作成すること。）

【A3 横】

(ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 横】

- (エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 横】
- (オ) 点検動線計画図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 横】
- (カ) 主要機器組立図【A3 横】
- (キ) フローシート【A3 横】

- a 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
- b 給水（井水、上水、再利用水、冷却水等）
- c 排水（プラント排水、生活排水等）
- d ボイラ給水、蒸気、復水及び純水
- e 余熱利用
- f 燃料
- g 油圧及び圧縮空気
- h 脱臭及び消臭
- i 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- j 建築設備（空調、換気、給排水、電話、給湯、放送設備、火報等）
- k 情報処理システム

- (ク) 電気設備主回路単線系統図【A3 横】
- (ケ) 建築一般図（各階平面図及び断面図）【A3 横】
- (コ) 建築仕上げ表
- (サ) その他提案する構造物等に関する図面【A3 横】
- (シ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
- (ス) 鳥瞰図【A3 横、2 地点からの眺望】

エ 工事関係

- (ア) 全体工事工程【A3 横】

オ 新ごみ処理施設を稼働しながら次期ごみ処理施設の整備が実現可能であることが確認できる図面

本組合は、新ごみ処理施設を 30 年間以上にわたって使用する予定であり、その後の更新施設（以下、「次期ごみ処理施設」という。）を公園緑地に整備する計画である。このため、以下の条件に従い、新ごみ処理施設を稼働しながら次期ごみ処理施設の整備が実施できる配置動線計画であることが確認できる図面を作成すること。

〔配置・動線の検討条件〕

- ①次期ごみ処理施設の建屋の大きさは、入札参加者が本件事業で提案する大きさと同じとする。次期ごみ処理施設の施設規模や処理能力は、本件事業と同一とする。
- ②次期ごみ処理施設のプラットホームへの進入路は、本件事業と同一の方式とするか、次期ごみ処理施設で異なる方式とするかは、入札参加者の提案とする。
- ③次期ごみ処理施設の試運転時（負荷運転時）には、新ごみ処理施設と次期ごみ処理施設の両方にごみの搬入車両が来場することを念頭に置き、進入や退出が成立するように計画する。なお、安全性が確保される前提において、仮設の通路やカラーコーンなどによる車線の変更、誘導員の配置などは可とする。
- ④次期ごみ処理施設の整備範囲に新ごみ処理施設の建設予定地の一部が含まれることは可とする。ただし、新ごみ処理施設の稼働継続に重大な支障が生じる場所の利用は認められない。
- ⑤新ごみ処理施設と次期ごみ処理施設の動線が重なる場合は、動線上の安全面を確保するための方法を吹き出し等で示すこと。また、新ごみ処理施設と次期ごみ処理施設の道路や構造物の色を変えること。
- ⑥新ごみ処理施設と次期ごみ処理施設の両施設を配置する図面は、要求水準書の「添付資

料 19 次期ごみ処理施設整備時敷地平面図」を活用する。

(ア) 新ごみ処理施設の配置動線図【A3 横】

(イ) 次期ごみ処理施設の試運転時における配置動線図【A3 横】

(ウ) 新ごみ処理施設解体後の次期ごみ処理施設の配置動線図【A3 横】

(6) 添付資料 (様式第 16 号)

その他要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営を含む。）及び提案等の内容が確認できる資料（運営業務を含む。）がある場合には、必要最小限の資料の提出を認めるものとし、添付資料にて取りまとめること。

5 開札に関する提出書類

代理人が開札の立会いを行う場合は、次の提出書類を 1 部提出すること。

(1) 委任状（開札の立会い） (様式第 17 号)

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、参加資格審査申請書（様式第5号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

3 入札書

入札書を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式第13号）は、封筒（別紙2参照）に入れ、封かんして提出すること。なお、様式第13号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封印して提出すること（別紙2参照）。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙3 本件事業において本組合が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

4 事業収支計画書類

事業収支計画書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 事業収支計画書類は、後述する技術提案書の正本に綴じて提出すること。また、副本には綴じないこと。
- (2) 事業収支計画書類の電子データは、PDF形式とし、技術提案書の電子データ（正本）に保存のうえ、提出すること。また、PDFに加えて、様式集（Excel版）についてはMicrosoft Excel（Windows版、xlsx形式）も提出すること。
- (3) 本組合に提出する事業収支計画書類の電子データは、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと。

5 技術提案書

技術提案書を作成するに当たっては、次の事項に留意し、提案図書、施設計画図書、添付資料の順番で1冊にまとめて提出すること。なお、分冊による提出も可とする。

- (1) 提案図書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「設計・建設業務及び運營業務に関する提案書」、「事業計画に関する提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各12部提出すること。

文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。

(2) 施設計画図書は、「第 6 章 4 (5) 施設計画図書」に記載した順番で 1 冊にまとめ、A4 版 (A3 版書類については A4 版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして、各 12 部提出すること。

施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号 (1/●～●/●) をふり、本組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び本組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を記入する。

(3) 添付資料は、様式集の順番 (各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。) で 1 冊にまとめ、A4 版 (A3 版書類については A4 版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして、各 12 部提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号 (1/●～●/●) をふり、様式第 16 号 (添付資料の表紙) には、本組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。

(4) 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

(5) ロゴマークの使用を含めて、構成事業者かどうかにかかわらず、企業名がわかる記述を避けること。ただし、技術提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること (正本に構成事業者の凡例をつける対応も可とする)。

(6) 関心表明書は提出しないこと。各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(7) 本組合に提出する技術提案書の電子データは、PDF 形式とし、提案図書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。なお、PDF に加えて、様式集 (Excel 版) については Microsoft Excel (Windows 版、xlsx 形式) も提出すること。

(8) 本組合に提出する技術提案書の電子データは、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと。

6 留意事項

入札提案書類の作成に当たっては、次の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本件事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、事業者と別途協議の上、本組合が応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、「リスク管理方針書 (案)」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約で定める。

(2) 保険

ア 本組合は、災害等に備えて、新ごみ処理施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済 (公益社団法人全国市有物件災害共済会) に加入する予定である。

なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本組合が加入する保険にて保険金が填補された場合は、本組合が事業者に対して行う損害賠償請求の金額からその分を控除するものとする。

- イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者を付保する保険金により填補された部分は控除されるものとする。
- ウ 建設事業者は、新ごみ処理施設の工事期間中、組立保険、建設工事保険、第三者賠償責任保険及びその他必要な保険に加入すること。また、運営事業者は、運営期間中に運用上必要と考える保険に加入すること。

(3) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問（第1回又は第2回）もしくは対面的対話において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。

本組合の了解を得ずに提案を行った場合は、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。

なお、質問回答及び対面的対話議事録は本組合ホームページにおいて公表するが、このうち質問内容等が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答するものとする。

(4) 単価

ア 電気料金

電気料金（基本料金、従量料金、その他）は組合負担とし、別紙5の方法で算定する。

イ 上下水道料金

(ア) 上水道料金について

上水道は中央市簡易水道（豊富地区）を使用する。また、水道管の口径は40mmである。上水道の利用料金は、下表より算出すること。

(2か月あたり、税抜)

区分		料金
基本料金（メーター使用料（口径40mm）込み、定額）		3,012円
超過水量料金	21㎡から60㎡まで	107円/㎡
	61㎡から100㎡まで	147円/㎡
	101㎡以上	201円/㎡

【例：2か月間の使用量が80㎡の場合】

$$3,012円 + 40㎡ \times 107円/㎡ + 20㎡ \times 147円/㎡ = 10,232円$$

(イ) 下水道料金について

下水道は釜無川流域下水道に放流する。下水道の利用料金は下表（中央市の下水道料金）より算出すること。

(2か月あたり、税抜)

区分	料金
20㎡まで（定額）	2,000円
21㎡から60㎡まで	120円/㎡
61㎡から100㎡まで	150円/㎡
101㎡以上	182円/㎡

※使用量の算出：上水道の使用量と井水の使用量の合計とする。

※下水道料金は、今後、改定が見込まれていることから、改定後の料金を記載している。

【例:2 か月間の使用量が上水道 80 m³、井水 600 m³の場合】

$$2,000 \text{ 円} + 40 \text{ m}^3 \times 120 \text{ 円/m}^3 + 40 \text{ m}^3 \times 150 \text{ 円/m}^3 + 580 \text{ m}^3 \times 182 \text{ 円/m}^3 = 118,360 \text{ 円}$$

(5) 業務の委託

事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本組合の承諾を得た場合はこの限りでない。

(6) 雇用等への配慮

ア 設計・建設業務及び運營業務の実施に当たって、下請業者や外部の業者に工事や業務を発注する場合や、資機材を調達する場合にあつては、できるだけ構成市町の地元企業の活用に努めること。また、工事や業務の実施に伴い人を雇い入れる場合にも、構成市町在住者の雇用に努めること。

イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

(7) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本組合は、特定事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は特定事業契約を解除することができる。

(ウ) (ア)及び(イ)により本組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。

(イ) (ア)により事業者が特定事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

(8) 本組合による本件事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び特定事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本件事業のモニタリングを行う（別紙4参照）。

第8章 その他

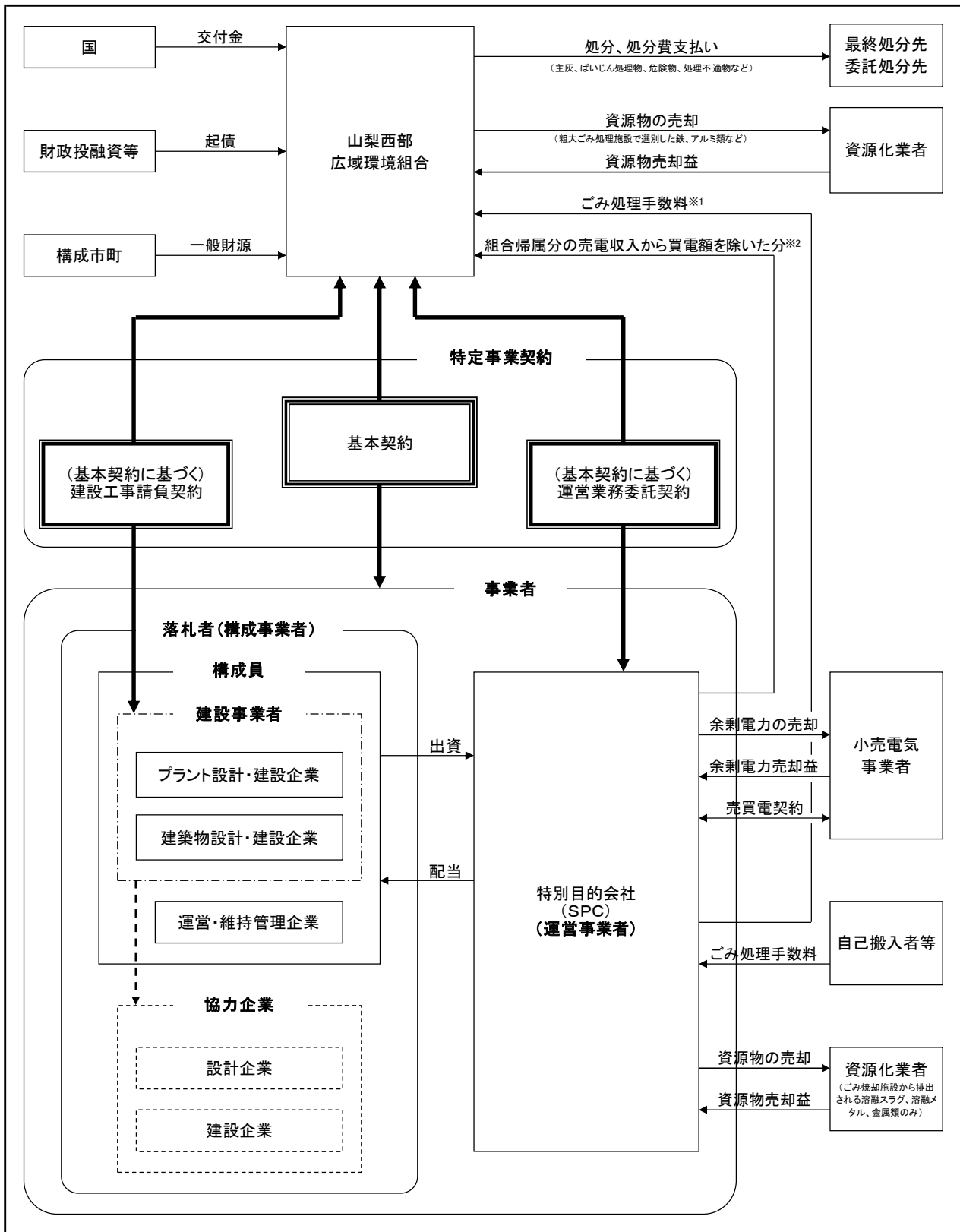
1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては本組合ホームページにおいて公表するため、適宜、本組合ホームページにおいて確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報提供

情報提供は、適宜、本組合ホームページ等を通じて行う。

別紙1 本件事業の事業スキームの概要



※1 計量棟窓口にて支払われた現金分

※2 別紙5による

別紙 2 入札書等の提出用封筒作成要領

1 入札書の提出用封筒について

中封筒：表

□ □ □ □ □ □ □	管理者 望月 智 あて	
	入 札 書 在 中	
	事業名	山梨西部広域環境組合 新ごみ処理施設整備・運営事業
	〇〇〇〇グループ 代表企業 住所□□□□□ □□□株式会社	

外封筒：表

□ □ □ □ □ □ □	管理者 望月 智 あて	
	入 札 書 等 在 中	
	事業名	山梨西部広域環境組合 新ごみ処理施設整備・運営事業
	〇〇〇〇グループ 代表企業 住所□□□□□ □□□株式会社	

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書在中及び入札書等在中」は朱書きとする。
- ・ 中封筒には、入札書（様式第 13 号）を入れて封かんすること。
- ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 13 号別紙 1、別紙 2、別紙 3）を入れて封かんすること。

別紙 3 本件事業において本組合が事業者支払う対価について

1 対価の構成

本件事業において本組合が事業者支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
運営業務に係る対価	①運営業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計業務費用 ②建設業務費用 ③その他費用	■設計・建設業務に係る対価 ＝左欄支払の対象となる費用の合計 ■本組合の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

(2) 運営業務に係る対価

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
ごみ焼却施設 運営業務委託料A	変動費用 ・薬剤費 ・燃料費 ・光熱水費（電気料金※ ² 、上水道基本料金、下水道基本料金を除く） ・その他費用※ ¹	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の焼却処理量（実績値）※³×提案単価（円/ t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 ＝各年度の焼却処理量（計画値）※⁴×提案単価（円/ t）
ごみ焼却施設 運営業務委託料B	固定費用 ・人件費 ・光熱水費（上水道基本料金、下水道基本料金） ・維持管理費（補修費を除く） ・その他費用（SPC経費等）	■各支払期の支払金額 ＝〔左欄対象費用の各年度の費用〕 ÷各年度の支払回数（12回/年）
ごみ焼却施設 運営業務委託料C	補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。なお、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。
粗大ごみ処理施設 運営業務委託料D	固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費を除く） ・その他費用（SPC経費等）	■各支払期の支払金額 ＝〔左欄対象費用の各年度の費用〕 ÷各年度の支払回数（12回/年）
粗大ごみ処理施設 運営業務委託料E	補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。なお、支払金額が変動するとは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

※1 一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。

※2 電気料金（基本料金、従量料金、その他）は組合負担とし、別紙5の方法で算定する。

※3 「各支払期の焼却処理量（実績値）」の単位は(t)とし、小数点以下第2位(10kg単位)までを有効桁数とする。

※4 各年度の焼却処理量（計画値）は、要求水準書を参照すること。

注) 各支払い時期の業務委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

各会計年度の支払限度額及び完成、出来形部分の予定額は、契約書作成時に通知する。

(2) 運營業務に係る対価

ア 支払回数

ごみ焼却施設運營業務委託料A（変動費）： 240 回（20 年間×年 12 回）

ごみ焼却施設運營業務委託料B（固定費）： 240 回（20 年間×年 12 回）

ごみ焼却施設運營業務委託料C（補修費）： 40 回（20 年間×年 2 回）

粗大ごみ処理施設運營業務委託料D（固定費）： 240 回（20 年間×年 12 回）

粗大ごみ処理施設運營業務委託料E（補修費）： 40 回（20 年間×年 2 回）

※ 業務委託料は、令和 13 年度以降の支払となる。

イ 支払方法

（ア）本組合は、新ごみ処理施設の引渡し後、業務委託契約の規定に従い、毎月の月報を受領した日から 10 日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、通知に従い、直前の 1 か月に相当する業務委託料に係る請求書を速やかに本組合に提出する。本組合は、請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して業務委託料を支払う。ただし、本組合は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を本組合から受領した後速やかに通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を本組合に提出し、本組合は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して業務委託料を支払う。

（イ）ごみ焼却施設運營業務委託料Aの 1 回あたりの支払額は、各支払期の焼却処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

（ウ）ごみ焼却施設運營業務委託料B及び粗大ごみ処理施設運營業務委託料Dの 1 回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の額を 12 等分した額とする。

（エ）ごみ焼却施設業務委託料C及び粗大ごみ処理施設運營業務委託料Eについては、各年度の補修計画に合わせた支払額を 2 等分した額とし、半期毎に支払う（支払時期は、9 月度、3 月度の業務委託料の支払時とする。）。なお、本組合と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、ごみ焼却施設業務委託料C及び粗大ごみ処理施設運營業務委託料Eの事業期間中の総額は物価変動等による改定を行う場合を除き変更しない。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、本組合は、国土交通省等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第 25 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本組合は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 運営業務に係る対価

運営業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案については、合理性及び妥当性があると本組合が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

区 分	改定の対象となる費用	指 標
ごみ焼却施設 運営業務委託料 A	薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局
	光熱水費（電気料金、上水道基本料金、下水道基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
	その他費用	「企業向けサービス価格指数/参考指数/消費税を除く基本分類指数/総平均」日本銀行調査統計局
ごみ焼却施設 運営業務委託料 B 粗大ごみ処理施設 運営業務委託料 D	人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	光熱水費（上水道基本料金、下水道基本料金） ※ごみ処理施設運営業務委託料 B に計上すること。	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
	維持管理費（補修費を除く） その他費用（S P C 経費等）	「企業向けサービス価格指数/参考指数/消費税を除く基本分類指数/総平均」日本銀行調査統計局
ごみ焼却施設 運営業務委託料 C 粗大ごみ処理施設 運営業務委託料 E	補修費用	「企業向けサービス価格指数/参考指数/消費税を除く基本分類指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局

(2) 改定の条件

運営業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする。

ただし、著しく変動する指標については、事業に影響を及ぼす場合、合理性及び妥当性があると本組合が認める場合に限り、協議により年 1 回の改定を見直しすることができる。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0151 以上の増減があった場合であっても、小数点以下第 4 位未満に端数が生じたときは、小数点以下第 4 位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、

事業者は、変動の有無にかかわらず、本組合へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営業務の対価を確定する。改定された運営業務の対価は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、令和12年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、令和12年9月末までに見直しを行い、令和13年度の運営業務の対価を確定する（比較対象は、入札公告日時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）とする）。

改定された運営業務の対価は、令和13年度の第1支払期の支払から反映させる。

なお、初回改定時の基準額は特定事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

運営業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは特定事業契約に示された当該費用）

$$\alpha: \text{改定割合} \quad \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1）当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2）改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3）当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本組合の事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、本組合が改定内容にあわせて負担する。

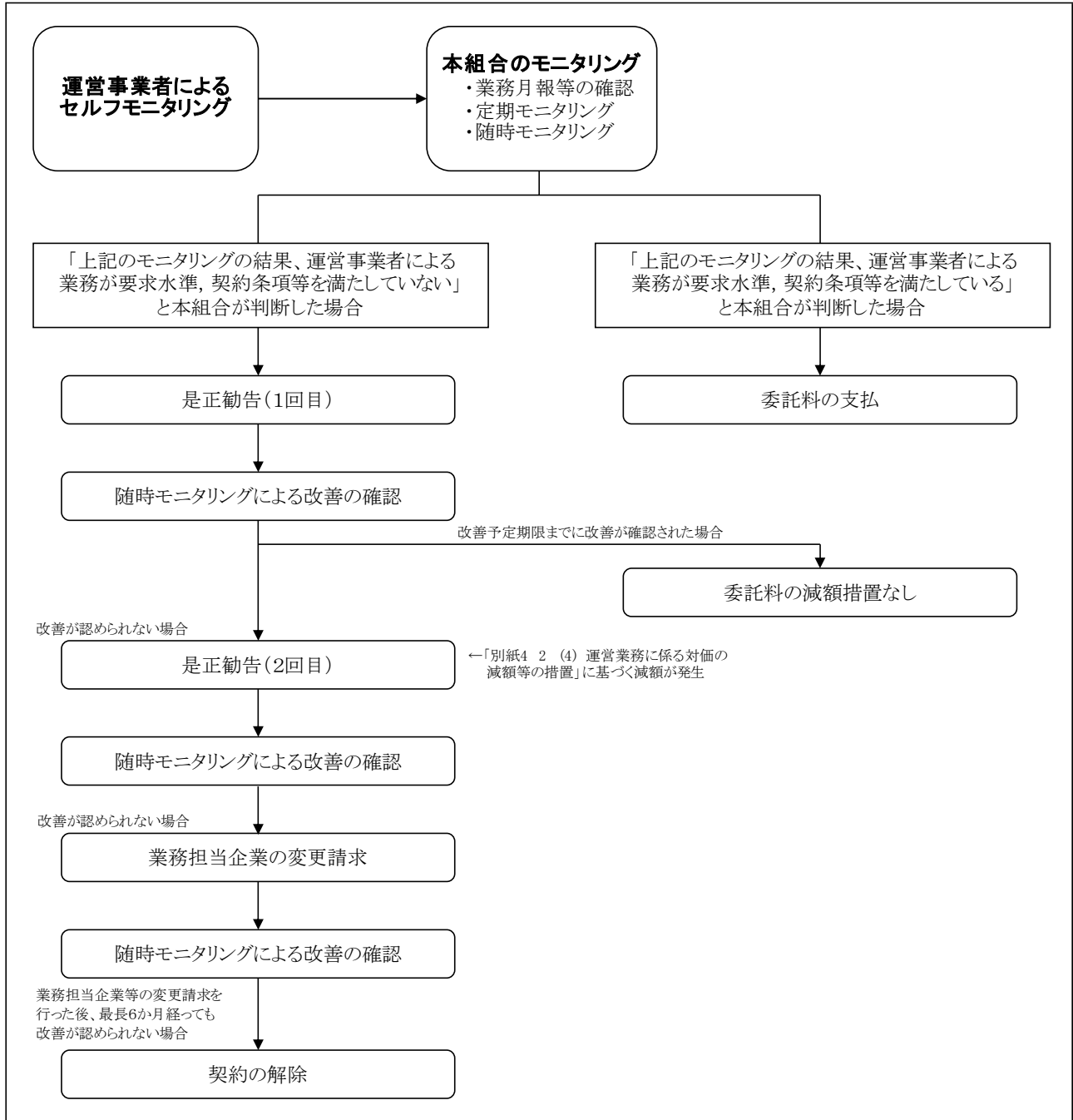
ウ その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、「ア 算定式」による見直し方法が適当でないと本組合が認めた費目については、本組合と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

別紙 4 モニタリング及び業務委託料の減額等

1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本件事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングは、運営業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、本組合と運営事業者との対話を通じて、本件事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成及び実施

運営事業者は、運営業務委託契約締結後、要求水準書及び技術提案書に基づき、以下の項目を

含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

セルフモニタリング実施計画書に基づき、自己の費用及び責任においてセルフモニタリングを実施し、運營業務の履行状況について確認等を行い、運營業務委託契約に定める各種報告書等をそれぞれの期日までに作成し本組合に提出すること。

- | | |
|------------|------------|
| ① モニタリング時期 | ④ モニタリング手続 |
| ② モニタリング内容 | ⑤ モニタリング様式 |
| ③ モニタリング組織 | |

(2) 本組合によるモニタリングの方法

本件事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

本組合は、運營業業者が運營業務委託契約、入札説明書等及び技術提案書に定める業務内容の実施状況を、運營業業者から本組合へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本組合は、月 1 回、現場調査を行い、運營業業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、本組合は、随時必要に応じて新ごみ処理施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第 1 回目）

本組合は、上記モニタリングの結果から、運營業業者による業務が要求水準及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

(ア) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本組合は事業者に適切な是正措置をとることを紙面にて通告（是正勧告）する。運營業業者は、本組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則 90 日以内）について本組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

(イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運營業業者は、本組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本組合と協議する。運營業業者等から報告された事由に合理性があると本組合が判断した場合、本組合は、対象内容の見直し等を検討した上で、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本組合は、運營業業者からの改善完了の報告書受理又は改善予定期限において、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第 2 回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は、運營業業者に第 2 回目の是正勧告を紙面にて行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業等の変更請求

上記ウの手続を経ても第 2 回目の業務改善計画書に定められた内容が、定められた期間内に

改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は、当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

本組合は上記エの業務担当企業の変更請求を行った後、最長 6 か月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本組合が本契約の継続を希望しない時には、運営業務委託契約を解除することができる。

(4) 運営業務に係る対価の減額等の措置

運営業務の実施状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本組合が是正勧告（第 2 回目）を行った場合、当該事象に対して第 2 回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本組合が認める日まで、年 365 日の日割り計算で運営事業者に支払う運営業務委託料 B、運営業務委託料 D、又はその両方を減額する。なお、減額対象は発生内容を踏まえて本組合が判断する。

イ 運営業務委託料 B 及び運営業務委託料 D の減額の程度は、1 件の是正勧告に対して 10% とする。なお、複数の是正勧告による運営業務委託料 B 及び運営業務委託料 D の減額の限度は、それぞれ 50% とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、運営業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、新ごみ処理施設の稼働を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本組合が認める日まで、年 365 日の日割り計算で運営業務委託料 B 及び運営業務委託料 D からそれぞれ 10% を減額する。

3 運営業務に係る対価の返還

運営業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む本組合への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営業務に係る対価が減額される状態であった場合、運営事業者等は、減額されるべき運営業務に係る対価に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき運営業務に係る対価を本組合が運営事業者等に支払った日から、本組合に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

別紙 5 電気料金（買電、売電）とインセンティブの取扱い

電気料金（基本料金、購入電力の従量料金、余剰電力の売却収入等、電力に係る一切の費用や収入）は、本組合の所掌（帰属）とし、本件事業の委託範囲から除外する。そのため、別紙 3 で示す対価には含まない。

ただし、電力の購入先及び余剰電力の売却先は運営事業者が選定し、本組合が承諾した小売電気事業者とする。また、小売電気事業者との契約者はいずれも運営事業者とし、小売電気事業者への電力の購入料金の払込み、余剰電力の売却収入の領収も運営事業者が行う。ただし、余剰電力のうち、バイオマス分に相当する電力は、フィードインプレミアム（Feed-in Premium）制度（以下、「FIP」という）の活用を前提とする。

電力の購入料金、余剰電力の売却収入ともに、以下に示す 1 と 2 の方法にて運営事業者へのインセンティブを付与する。そのため、運営事業者は、電力の購入料金ができるだけ安価となる小売電気事業者並びに余剰電力の売却収入ができるだけ高価となる小売電気事業者を常に探索し、本組合の電力の購入料金の削減や売電収入の増加に寄与するよう努めるものとする。

1 購入電力に係るインセンティブの算定方法と留意事項

当該月の東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東電 EP」とする。）の電気料金算定制度に基づき電力を購入した場合の電気料金（基本料金、購入電力の従量料金等の合計金額）から、運営事業者が実際に契約している小売電気事業者に支払う金額を差し引いた金額が、正の数字（東京電力 EP よりも運営事業者が契約している小売電気事業者の電気料金の方が安価）となる場合、その金額（差額）の 2 分の 1（1 円未満の数字が発生する場合は切り捨て）の金額を運営事業者にインセンティブとして付与する（場合分けは p. 42 に掲載）。

ただし、算定基準とする東電 EP の料金制度（料金プラン）に選択肢がある場合は、電気料金が最も安価となる料金制度を選択するものとする。

本組合と運営事業者のいずれかから比較条件や算定方法に疑義を示した場合には、双方協議にて解決を図ることを基本とするが、比較の対象としている東電 EP が電力の販売を停止した場合、販売価格が明らかに定常状態ではないと本組合が判断した場合、何かしらの理由で東電 EP の電気料金と比較できない場合など、インセンティブの算定や算定結果の妥当性に著しい支障があると本組合が判断した場合には、本組合はインセンティブの付与を停止することができるものとする。

なお、本組合が指定する小売電気事業者への契約変更を求めた場合には、運営事業者は速やかに契約変更を実施する。また、本組合が求める条件に合致した小売電気事業者の探索を要請した場合には、運営事業者は真摯に対応する。

2 余剰電力の売却に係るインセンティブの算定方法と留意事項

(1) バイオマス分の余剰電力

運営事業者が契約している小売電気事業者より実際に領収した余剰電力の売電価格から、FIP の基準価格にバイオマス分の余剰電力量を乗じて算定した売電価格を差し引いた金額が、正の数字（FIP の基準価格を基に算定した売電価格よりも運営事業者が契約している小売電気事業者の売電価格の方が高価）となる場合、その金額（差額）の 2 分の 1（1 円未満の数字が発生する場合は切り捨て）の金額を運営事業者にインセンティブとして付与する（場合分けは p. 43 に掲載）。

本組合と運営事業者のいずれかが比較条件や算定方法に疑義を示した場合には、双方協議にて解決を図ることを基本とするが、何かしらの理由で FIP の基準価格と比較できない場合など、インセンティブの算定や算定結果の妥当性に著しい支障があると本組合が判断した場合には、本組合はイ

ンセンティブの付与を停止することができるものとする。

なお、本組合が指定する小売電気事業者への契約変更を求めた場合には、運営事業者は速やかに契約変更を実施する。また、本組合が求める条件に合致した小売電気事業者の探索を要請した場合には、運営事業者は真摯に対応する。

(2) 非バイオマス分の余剰電力

運営事業者が契約している小売電気事業者より実際に領収した余剰電力の売電価格から、当該月の東電 EP の売電価格算定制度に基づき算定した売電価格を差し引いた金額が、正の数字（東京電力 EP よりも運営事業者が契約している小売電気事業者の売電価格の方が高価）となる場合、その金額（差額）の 2 分の 1（1 円未満の数字が発生する場合は切り捨て）の金額を運営事業者にインセンティブとして付与する（場合分けは p. 43 に掲載）。

ただし、算定基準とする東電 EP の売電価格の算定制度（料金プラン）に選択肢がある場合は、売電価格が最も高価となる料金制度を選択するものとする。

本組合と運営事業者のいずれかが比較条件や算定方法に疑義を示した場合には、双方協議にて解決を図ることを基本とするが、比較の対象としている東電 EP が電力の買取を停止した場合、買取価格が明らかに定常状態ではないと本組合が判断した場合、何かしらの理由で東電 EP の電気料金と比較できない場合など、インセンティブの算定や算定結果の妥当性に著しい支障があると本組合が判断した場合には、本組合はインセンティブの付与を停止することができるものとする。

なお、本組合が指定する小売電気事業者への契約変更を求めた場合には、運営事業者は速やかに契約変更を実施する。また、本組合が求める条件に合致した小売電気事業者の探索を要請した場合には、運営事業者は真摯に対応する。

3 電気料金の支払い方法

本組合と運営事業者との電気料金に係る収受は、原則として毎月行うものとし、余剰電力の売却収入から電力の購入料金（基本料金、従量料金、アンシラリー料金、賦課金等を含む）と運営事業者のインセンティブ分を除いた金額を、本組合が指定する口座に振り込むものとする。一方で、余剰電力の売却収入よりも電力の購入費用や運営事業者へのインセンティブ分の金額の方が多く、電力の購入費用が不足する場合は、本組合より不足分を運営事業者が指定する口座に振り込むものとする。

運営事業者は、電力の購入料金、余剰電力の売却収入の算定根拠として、以下のアからオの資料を毎月本組合に提出する。また、小売電気事業者との新規契約又は契約変更を行った場合には、速やかにカとキを提出する。

- ア 購入電力の支払額を証明する書類の写し（領収書など）
- イ 余剰電力の売却収入を証明する書類の写し（領収書など）
- ウ 東電 EP から電力を購入した場合と運営事業者の契約先から購入した場合との差額やインセンティブの金額を算定した計算シート※
- エ バイオマス分の余剰電力を基準価格で売却した場合と運営事業者の契約先に売却した場合との差額やインセンティブの金額を算定した計算シート※
- オ 非バイオマス分の余剰電力を東電 EP に売却した場合と運営事業者の契約先に売却した場合との差額やインセンティブの金額を算定した計算シート※
- カ 小売電気事業者との契約書の写し
- キ 小売電気事業者との契約条件の説明資料（契約プランやプランの内容を把握できるもの）

※計算シートはMicrosoft Excel で作表するとともに、1 年分の集計シートなども作成すること。計算シートの詳細は別途協議とする。なお、本組合は、余剰計算シート（例）を参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業に別途送付する。

購入電力に係るインセンティブ

（１）電力の購入先に東電EPを選択した場合

インセンティブは発生しない。

（２）電力の購入先に東電EP以外を選択した場合（東電EPよりも契約先の方が高価な場合）

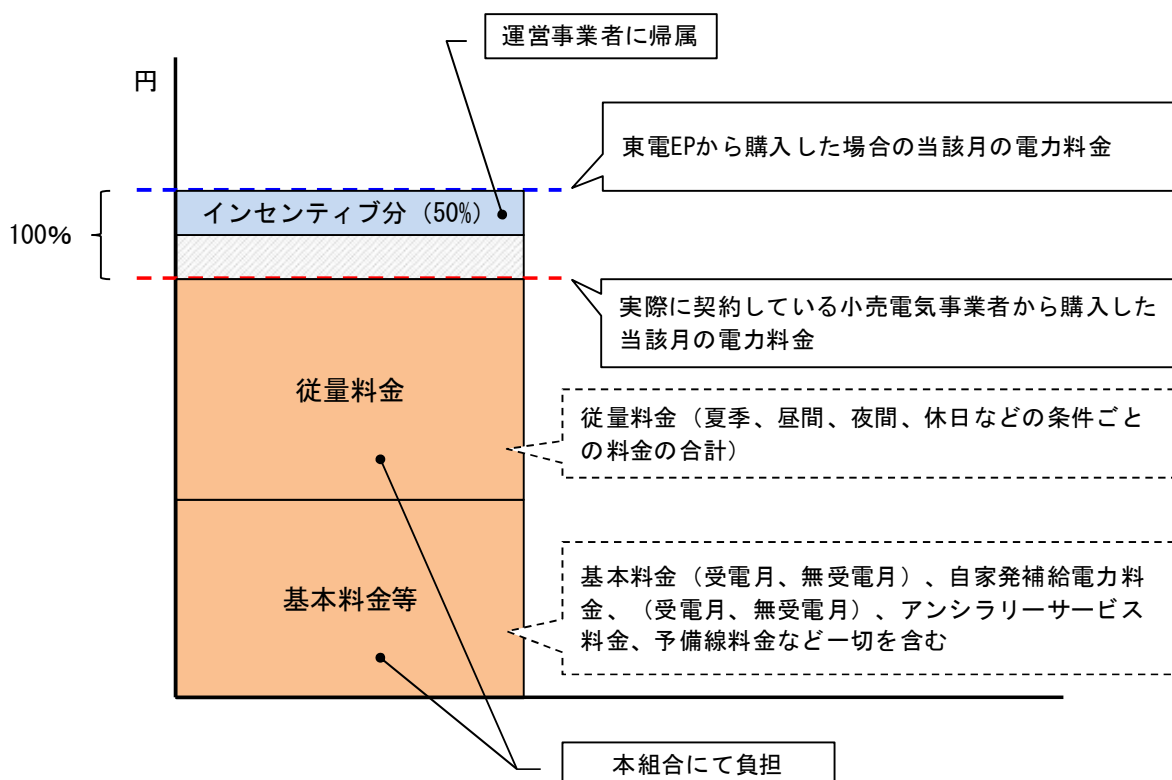
インセンティブは発生しない。

※一時的かつ非意図的に発生した場合を想定。改善しない場合は速やかに電力の購入先を変更する。

（３）電力の購入先に東電EP以外を選択した場合（東電EPよりも契約先の方が安価な場合）

インセンティブが発生する。

※運営事業者に帰属するインセンティブは下図黄色の網掛けで示す金額とする。



余剰電力の売却に係るインセンティブ

1. バイオマス分

(1) FIPの基準価格で算定した売電価格と同額もしくは下回った場合

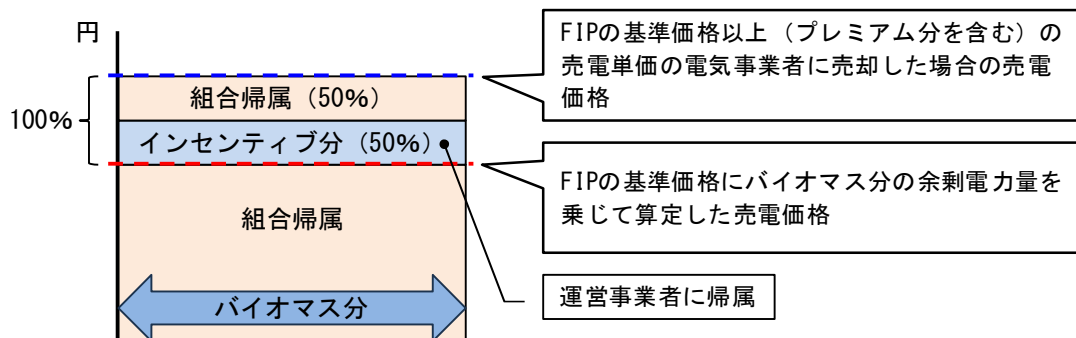
インセンティブは発生しない。

※下回った場合、その状態が改善しない場合は、速やかに余剰電力の売却先を変更する。

(2) FIPの基準価格で算定した売電価格を上回った場合

インセンティブが発生する。

※運営事業者に帰属するインセンティブは下図黄色の網掛けで示す金額とする。



2. 非バイオマス分

(1) 余剰電力の売却先に東電EPを選択した場合

インセンティブは発生しない。

(2) 余剰電力の売却先に東電EP以外を選択した場合（東電EPよりも契約先の方が安価な場合）

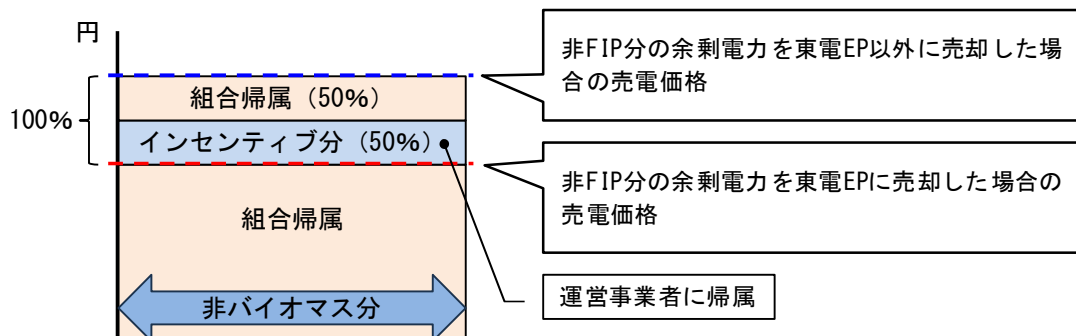
インセンティブは発生しない。

※一時的かつ非意図的に発生した場合を想定。改善しない場合は速やかに余剰電力の売却先を変更する。

(3) 余剰電力の売却先に東電EP以外を選択した場合（東電EPよりも契約先の方が高価な場合）

インセンティブが発生する。

※運営事業者に帰属するインセンティブは下図黄色の網掛けで示す金額とする。



別紙 6 対面的対話実施要領

対面的対話は、入札参加者が技術提案書を作成するにあたり、「入札説明書等に関する本組合の意図」や「要求水準への適合性の確認が必要である」と考える提案内容」等の確認について対話形式で入札参加者ごとに行い、入札参加者の提案精度を向上させること及び基礎審査における要求水準逸脱による失格の防止を目的とするものである。

具体的には、事前提出を受ける「対面的対話における確認事項」及び「補足資料」に基づき、本組合と入札参加者の間で、確認事項に係る確認及び補足説明を相互に行う。

1 対面的対話の日時及び場所

(1) 日程

令和 7 年 6 月 17 日（火）

※対面的対話の開始時間については、様式第 9 号-1 にて入札参加者の代表企業に希望を確認する。その後、本組合にて開始時間と場所を決定し、入札参加者の代表企業に通知する。
なお、開始時間については必ずしも希望どおりとならないことを了承すること。

(2) 場所

山梨県中央市内

2 事前資料の提出

(1) 対話における確認事項など

入札参加者は、様式第 9 号-1「対面的対話開始時間の希望確認書」及び、様式第 9 号-2「対面的対話における確認事項」を記入の上、令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 5 時までに、電子メールにより提出すること。なお、対話の実施時間等については、事務局より令和 7 年 6 月 5 日（木）に代表企業へ電子メールにて通知する。

ア 確認事項の対象

- (ア) 入札説明書、要求水準書（添付資料を含む。）、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、リスク管理方針書（案）、入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）に示された内容
- (イ) 提案内容の要求水準との適合性に関する内容

イ 個別回答を希望する確認事項

- (ア) 確認内容が入札参加者固有のノウハウに基づくものであり、個別回答を希望する確認事項については、様式第 9 号-2 の質問内容の文頭に【個別回答希望】と記載すること。

(2) 補足資料

入札参加者は、必要に応じて本組合の意図及び提案の可否判断を確認するための補足資料を提出するものとする。

なお、補足資料の内容については、最終的な提案内容と変更が生じても構わないものとする。

- (ア) 補足資料は、該当する確認事項番号を記載し、様式第 9 号-2 により文章で説明しきれないものに限定し、フロー、図面（拡大図含む）等の図示により、質問意図が明確となる資料に限ること。
- (イ) 補足資料は、自由様式（A3 版又は A4 版、両面可）とし、枚数制限は設けないが簡潔にとりまとめること。また、補足資料には、該当する確認事項番号を記載すること。

- (ウ) 補足資料の提出は、令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時までに、入札説明書に記載の電子メールにより事務局まで提出すること。なお、補足資料の文書形式は、PDF 形式とすること。
なお、当該資料は事務局で必要に応じて印刷するため、持参は不要である。

3 対面的対話の実施方法

(1) 参加人数

ア 入札参加者

最大 12 名。（WEB 形式による参加は不可）

イ 事務局

職員、委託業者（株式会社エイト日本技術開発社員）の合計で 15 名程度。

(2) 対面的対話の流れ

対面的対話の流れは、次のとおりとする。

ア 確認する事項の説明

(ア) 事前提出された「対面的対話における確認事項」の内容について、入札参加者は、本組合に対して、確認する意図の説明を行う。

(イ) 補足資料については、スクリーン等への投影は可とする。なお、スクリーン等は本組合にて準備する。スクリーン等に接続するケーブル（接続端子 HDMI）及びパソコンは入札参加者にて持参すること。

イ 対話の実施

(ア) 本組合は、事前に提出を受けた「対面的対話における確認事項」の内容について、確認する意図を聞いたうえで、本組合の考え方を入札参加者に対して説明する。本組合は、必要に応じて、入札説明書等の補足説明を行う。

(イ) 対面的対話において、優先順位の高い確認事項から順番に対話を行い、対話時間内に収まらない確認事項については、議事録に掲載する。

(ウ) 対話時間は 90 分（目安）とするが、対話事項が相互になくなった場合は、その時点で終了する。

ウ 議事録の公開

(ア) 対面的対話の内容は、対話終了後に、個別回答を含む対話内容（議事録）を本組合、入札参加者間で確認を行い、両者の間で確認された議事録の内容を最終的な対話結果とする。

(イ) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対面的対話の議事録は原則として公表とする。ただし、対話の内容が、入札参加者固有のノウハウに基づく場合には、当該入札参加者に対して個別回答する。

(ウ) 対面的対話の議事録は、対面的対話終了後、2 週間程度を目処として、入札参加者の確認を得た上で、本組合ホームページに掲載する。なお、ホームページへの掲載では、個別回答する確認事項は掲載しない。

エ 個別回答に係る判断基準

個別回答に係る判断基準は、①から③の順とする。

内容	公開	個別回答 (非公開)
①要求水準書に記述されている条件の変更又は追加に抵触するが、その提案を本組合が認めるもの。	○	－
②要求水準書に記述されている、されていないに関わらず、その提案を本組合が認めないもの。	○	－
③要求水準書に記述されている、されていないに関わらず、入札参加者固有のノウハウに基づくもの。	－	○

4 注意事項

- (1) 対面的対話は、言質の取り合いを目的とするものではない。したがって、対話内にて誤解を招くような発言等があった場合においても、議事録確認時に訂正するものとし、確認後の議事録を最終的な対話結果とする。
- (2) 対話内に派生した確認事項、回答案が保留となった確認事項については、本組合が議事録に追加する。
- (3) 対面的対話では入札参加者の提案自体に対する助言、評価は行わない。入札参加者は、「対面的対話における確認事項」及び当日の質疑内容等に十分注意すること。
- (4) 本組合は議事録作成のため、録音を行う。入札参加者の録音は不可とする。

5 その他

- (1) 対面的対話の進行は、事務局にて行う。
- (2) 入札参加者は、様式第9号-1「対面的対話開始時間の希望確認書」にて提出した参加者に変更がある場合、参加者名簿（様式は任意。氏名、会社名、所属、役職を記載すること。）を当日1部持参し、事務局に提出すること。

以上